

第36号議案 長崎市犬取締条例等の一部を改正する条例

イ 改正の内容

(ア) 長崎市犬取締条例

区分	①5%時単価	現行 (8%時単価)	改正案 (10%単価) ①×110/105
抑留された飼い犬 の返還手数料	1頭につき 3,600円	1頭につき 3,702円	1頭につき 3,771円

(イ) 長崎市手数料条例

区分	①5%時単価	現行 (8%時単価)	改正案 (10%単価) ①×110/105
犬又はねこの引取 手数料	1件につき 2,000円	1件につき 2,057円	1件につき 2,095円

(ウ) 長崎市夜間急患センター条例

区分	①5%時単価	現行 (8%時単価)	改正案 (10%単価) ①×110/105
消費税の課税の対象 となる療養、医療等 に係る使用料*	第5条第2項に定め る額に100分の105 を乗じて得た額	第5条第2項に定め る額に100分の108 を乗じて得た額	第5条第2項に定め る額に100分の110 を乗じて得た額
診断書料	1通につき 3,000円以上 7,000円以下	1通につき 3,085円以上 7,200円以下	1通につき 3,142円以上 7,333円以下
証明書料	1通につき 1,000円以上 2,000円以下	1通につき 1,028円以上 2,057円以下	1通につき 1,047円以上 2,095円以下

(工) 長崎市国民健康保険診療所条例

区分	①5%時単価	現行 (8%時単価)	改正案 (10%単価) ①×110/105
消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る使用料*	第4条第2項に定める額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額	第4条第2項に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	第4条第2項に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額
診断書料	1通につき <u>3,000円以上</u> <u>7,000円以下</u>	1通につき <u>3,085円以上</u> <u>7,200円以下</u>	1通につき <u>3,142円以上</u> <u>7,333円以下</u>
証明書料	1通につき <u>1,000円以上</u> <u>2,000円以下</u>	1通につき <u>1,028円以上</u> <u>2,057円以下</u>	1通につき <u>1,047円以上</u> <u>2,095円以下</u>

(才) 長崎市診療所条例

区分	①5%時単価	現行 (8%時単価)	改正案 (10%単価) ①×110/105
消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る使用料*	第4条第2項に定める額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額	第4条第2項に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	第4条第2項に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額
診断書料	1通につき <u>3,000円以上</u> <u>7,000円以下</u>	1通につき <u>3,085円以上</u> <u>7,200円以下</u>	1通につき <u>3,142円以上</u> <u>7,333円以下</u>
証明書料	1通につき <u>1,000円以上</u> <u>2,000円以下</u>	1通につき <u>1,028円以上</u> <u>2,057円以下</u>	1通につき <u>1,047円以上</u> <u>2,095円以下</u>

※消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る使用料：病気ではないため保険診療が適用されない療養、医療等にかかる使用料（例：健康診断、インフルエンザ予防接種等）